

那須塩原市開発許可等審査基準 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第3 開発行為の定義等</p> <p>1 区画形質の変更について</p> <p>(1) 区画の変更 区画（物理的な状況が他の土地とは独立して区切られた土地の範囲のことをいう。）の範囲を変更することをいう。</p> <p>(2) 形状の変更 高さが2mを超える切土、高さが1mを超える盛土若しくは高さが2mを超える一体的な切盛土で崖を生じるもの又は盛土若しくは切土をする土地の面積が500㎡を超え、かつ、<u>標高差が30cmを超えるものによる土地の形状の変更をいう。</u></p> <p>第8 公園、緑地又は広場に関する基準（法第33条第1項第2号関係）</p> <p>5 <u>空地について</u></p> <p><u>空地は次に掲げる基準に従い、生活の安全性及び快適性の確保を図り、並びに災害時における避難場所として恒常的に活用できるよう設計すること。</u></p> <p>(1) <u>開発区域内に避難した者が一時滞留できる空地が開発区域の面積の3%以上確保すること。</u></p> <p>(2) <u>当該空地は用途が明確であり、かつ、避難に支障のある障害物がないこと。</u></p> <p>(3) <u>前号の規定にかかわらず、駐車場区画部分における車路（車両の通行を主たる目的として設けられた部分をいう。）は避難用空地に含まないこと。</u></p> <p>(4) <u>前各号の解釈に疑義が生じた場合は、避難の安全性確保を最優先に設計すること。</u></p> <p>第10 雨水及び汚水の処理に関する基準（法第33条第1項第2号関係）</p> <p>3 浸透施設の設置に関する技術的細目について</p> <p>(1) 市が帰属を受ける浸透施設に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。</p> <p>ア 共通事項</p> <p>(キ) <u>浸透施設及び排水施設（側溝等）の容量は、開発区域の規模に応じ、次のとおり算出すること。</u></p>	<p>第3 開発行為の定義等</p> <p>1 区画形質の変更について</p> <p>(1) 区画の変更 区画（物理的な状況が他の土地とは独立して区切られた土地の範囲のことをいう。）の範囲を変更することをいう。</p> <p>(2) 形状の変更 高さが2mを超える切土、高さが1mを超える盛土若しくは高さが2mを超える一体的な切盛土で崖を生じるもの又は盛土若しくは切土をする土地の面積が500㎡を超え、かつ、<u>高さが30cmを超えるものによる土地の形状の変更をいう。</u></p> <p>第8 公園、緑地又は広場に関する基準（法第33条第1項第2号関係）</p> <p>第10 雨水及び汚水の処理に関する基準（法第33条第1項第2号関係）</p> <p>3 浸透施設の設置に関する技術的細目について</p> <p>(1) 市が帰属を受ける浸透施設に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。</p> <p>ア 共通事項</p> <p>(キ) 浸透施設_____の容量は、開発区域の規模に応じ、次のとおり算出すること。</p>

イ オープン式の浸透施設に関する事項

(キ) 砕石を充填する場合は、単粒度砕石1号から4号を使用すること。この場合において、空隙率は0.3～0.35とすること。

ウ 地下式の浸透施設に関する事項

(カ) 道路内に設置する場合は、側溝から0.7m以上の離隔をとること。

(キ) 浸透施設の上部には構造物（道路側溝から管理人孔への流入管を除く）を設けないこと。

(ク) 浸透面にれき層が出ない場合は、れき層が確認できるまで掘削し、単粒度砕石1号から4号で埋め戻しすること。

(2) 開発事業者が所有し、及び管理する浸透施設に関する基準の技術的細目は次のとおりとする。

ア 共通事項

(キ) 浸透施設及び排水施設（側溝等）の容量は、開発区域の規模に応じ、次のとおり算出すること。

ウ 地下式の浸透施設に関する事項

(イ) 砕石を充填する場合は、単粒度砕石1号から4号を使用し、砕石と土砂との境には透水シートを設けること。この場合において、空隙率は0.3～0.35とすること

イ オープン式の浸透施設に関する事項

ウ 地下式の浸透施設に関する事項

(カ) 浸透施設の上部には構造物（道路側溝から管理人孔への流入管を除く）を設けないこと。

(2) 開発事業者が所有し、及び管理する浸透施設に関する基準の技術的細目は次のとおりとする。

ア 共通事項

(キ) 浸透施設_____の容量は、開発区域の規模に応じ、次のとおり算出すること。

ウ 地下式の浸透施設に関する事項

(イ) 砕石を充填する場合は、単粒度砕石_____4号以上を使用し、砕石と土砂との境には透水シートを設けること。この場合において、空隙率は0.3～0.35とすること